

第4章

私立学校の振興

総論

私立学校は、「公の性質」を有する学校であり、国公立学校とともに、我が国の教育制度の一翼を担っています。私立学校では、それぞれの建学の精神に基づく、個性豊かな活動が展開されており、我が国の学校教育の発展・普及や、多様化するニーズに応じた特色ある教育研究の推進に重要な役割を果たし、質及び量の両面から我が国の学校教育を支えています。

文部科学省では、こうした私立学校の果たす役割の重要性に鑑み、「第4期教育振興基本計画」において「私立学校の教育研究基盤の整備」を基本施策の一つとして掲げるなど、私立学校の振興を重要な政策課題として位置づけ、教育研究条件の維持向上や在学する学生生徒等の修学上の

経済的負担の軽減等に努めています。また、令和7年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」の向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）^{*1}」の内容を踏まえ、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」を設置し、私立大学に期待される役割や私立大学の振興に向けた具体的な方策等について検討しています。

私立学校が、社会の信頼を得て、今後も持続可能な発展を遂げるため、学校法人自らが主体性を持って、実効性のあるガバナンス改革や経営基盤の維持・強化を進めるとともに、個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

第4章

私立学校の振興

第1節 学校法人制度の改善

学校法人制度について定める私立学校法は、私立学校の運営の自主性を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた公共性の高揚を目的とするものです。これまで、累次の私立学校法改正により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られてきたところですが、令和7年4月1日に施行された改正私立学校法により、更なるガバナンスの強化が図られます。この改正では、「執行と監視・監督の

役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の各権限を明確に整理し、建設的な協働と相互けん制の確立等を目指しており、文部科学省では、新たな制度の運用がしっかりとされるよう、改正法の趣旨等について引き続き周知をしていきます。

第2節 私立学校に対する助成

1 私立大学等に対する助成

昭和50年に制定された私立学校振興助成法の趣旨に基づき、教育条件の維持及び向上、学生等の修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性の向上を目的として、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費（教職員の給与費、教育研究経費等）に対して補助を行っており、令和6年度予算では、約2,978億円を計上しています。大きく分けて一般補助と特別補助があり、一般補助は、教育条件、財政状況、情報公開、教育の質の客観的な指標に基づき補助金額を増減し、効果的・効率的な配分を行っています。

特別補助は、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援することとし、特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援する「私立大学等改革総合支援事業」や、少子化時代を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、資源の集中等による機能強化、複数大学等の連携による経営効率化等の取組を支援する「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」等を行っています。

*1 参照：第1部特集1

2 私立高等学校等に対する助成

私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園などの運営のために必要となる経常的経費については、都道府県が助成しています。文部科学省では、初等中等教育の全国的水準の維持向上のため、都道府県が行う助成に対して国庫補助を行っています。また、都道府県に対して地方財政措置が講じられています。

令和6年度予算では、約1,012億円の国庫補助金を措置するとともに、地方交付税措置の充実が図られています。

国庫補助金では、ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用を進める学校への支援拡充、私立幼稚園における特別な支援が必要な幼児の受入れや預かり保育への支援など、私立学校の特色ある取組を支援しています。

3 私立学校の施設・設備等の整備に対する助成

私立学校の施設・設備等の整備に対しても補助を行っています。具体的には、学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備のほか、教育・研究に必要な装置・設備の整備、私立高等学校等における端末更新も含めたICT環境の整備等に対する補助を行っており、令和6年度予算では約93億円、同年度補正予算においても約129億円を計上しました。

また、私立学校施設の耐震化等を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団からの融資を受けて実施される私立学校の耐震改築・改修事業や私立大学病院の建て替え整

備事業等について利子助成を行っています。令和6年度予算では約6億円を計上しています。

4 私立専修学校に対する助成

文部科学省は、専修学校がその柔軟な制度の下で、社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展していくため、様々な施策を実施しています。

具体的には、教育装置・情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事等、専修学校における教育環境の充実や安全・安心な学校施設の整備に要する経費の一部を補助しています。加えて、高等専修学校に対しては、令和6年度補正予算で、ICTを活用した理系教育プログラムの開発・実施に必要な環境整備を行うための経費を補助するとともに、7年度より、私立専修学校高等課程における特別の支援を要する生徒や不登校の生徒への支援のために追加的に必要となる経費に対する都道府県補助について、特別交付税措置を講じます。また、専門学校が、高等学校や教育委員会等の行政、企業などと協働する高・専一貫の教育プログラムや、人口減少地域の職業人材を確保するための教育プログラムの開発を支援するなど、専修学校教育の質の向上を図っています。さらに、企業等と密接に連携し、最新の実務の知識・技術・技能を身に付けられる実践的な職業教育に取り組む課程を、文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定しています。また、この課程に係る追加的な経費に対する都道府県補助について、4年度から特別交付税措置を講じています。

第3節 その他の私立学校振興方策の充実

1 学校法人に関する税制上の措置

私立学校を設置する学校法人については、その公益性の高さに鑑み、私立学校における教育の振興のため、収益事業を行う場合を除いて法人税・事業税等が非課税とされているほか、一定の要件を満たした学校法人に対して寄附を行う場合について、所得税の控除が適用されるなど、様々な税制措置が設けられています。

また、最近の税制改正においても、私立学校関係の様々な税制措置が認められてきたところであり、令和6年度税制改正では、学校法人が税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間について、一定の要件を満たす場合には、5年間から2年間に短縮されることになりました（7年度から12年度の間に行われる申請に限る）。各学校法人

においては、これらの税制措置等を積極的に活用して経営基盤の強化を図り、魅力ある教育研究を進めることや学生等の経済的負担を軽減することが期待されているところ、文部科学省としても、これらの制度の一層の定着を図るとともに、その活用を促していきます。

2 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定を図るための助成業務、私立学校を設置する学校法人に対する経営等に関する相談業務、及び私立学校教職員の福利厚生を図るための共済業務を総合的に行っています。

具体的には、私立学校振興のための助成業務として、文

部科学省から私立大学等経常費補助金^{*2}の交付を受け、私立大学等を設置している学校法人に交付するとともに、私立学校の施設・設備の整備等に必要な資金について、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しています。特に耐震改築・改修事業に対しては、文部科学省からの利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助金^{*3}）により、実質的には通常の融資よりも有利な条件での融資を実施しています。

また、学校法人に対する経営等に関する相談業務としては、私立学校の教育条件や経営に関する情報の収集を行うとともに、学校法人等の依頼に応じて経営相談を実施しています。

さらに、私立学校教職員のための共済業務を実施しています。具体的には、①私立学校教職員共済制度の加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の老齢・退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う厚生年金保険給付事業及び退職等年金給付事業、③加入者の病気の予防等に係る健診事業、病院や宿泊施設の運営、加入者を対象とした資金の貸付けや、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

3 学校法人に対する経営支援

日本私立学校振興・共済事業団の調査による令和6年度

における入学定員の充足状況をみると、入学定員の8割を満たしている私立大学は416校（69.6%）、私立短期大学は81校（29.8%）であり、入学者が入学定員の半分未満である私立大学は43校（7.2%）、私立短期大学は43校（15.8%）となっています。また、令和5年度決算において、学納金、寄附金などの自己収入から人件費、教育研究経費などの支出を差し引いたものがマイナスの学校法人（大学を持つ学校法人）の割合は44.8%となっています。

18歳人口の減少等、学校法人を取り巻く経営環境は全体として厳しい状況が続いており、各学校法人には、経営基盤の安定のための努力を積極的に行うことが求められています。

文部科学省では、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査委員による調査を実施し、必要な指導・助言を行っています。また、経営が悪化傾向にある学校法人に対しては、個別に指導・助言を行い、日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、学校法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、著しく経営困難な学校法人に対しては、撤退を含む早期の経営判断を促す指導を実施することとするなど、経営改善に向けた指導を充実しています。さらに、学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できるよう、学校法人の監事を対象とした研修会や、理事・事務局長等を対象とした協議会を開催しています。

*2 参照：第2部第4章第2節 1

*3 参照：第2部第4章第2節 3